

4 介護医療院サービス

基本部分			夜勤を行う職員 の勤務条件基準を 満たさない場合	入所者の数が 所定の定員を超 える場合	医師、薬剤師、 看護師、介護職 員、介護支援専 門員の員数が規 定に満たない場 合	看護師が基準に 定められた看護 職員員数に 20/100を乗じて 得た数未満の場 合	常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置してい ない時ユニット ケアに付する体制が未 整備である場合	身体拘束禁止未 実施減算	療養環境の基準 (廊下)を満たさ ない場合	療養環境の基準 (療養室)を満 たさない場合	夜勤を行う職員 の勤務条件に 関する基準の 区分による 加算	若年性認知症 入所者受入加算
イ	(1) 型 介護医療院 サービス費()	(一) 型介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護1 (698 単位)	- 25 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	-70単位	- 25 単位	- 25 単位	夜間勤務等 看護() + 23 単位	+ 120 単位
			要介護2 (807 単位)					-81単位				
			要介護3 (1,041 単位)					-104単位				
		要介護4 (1,141 単位)	-114単位									
		要介護5 (1,230 単位)	-123単位									
		要介護1 (808 単位)	-81単位									
	(2) 型介護医療院 サービス費() <多床室>	(一) 型介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護2 (916 単位)					-92単位				
			要介護3 (1,151 単位)					-115単位				
			要介護4 (1,250 単位)					-125単位				
		要介護5 (1,340 単位)	-134単位									
		(二) 型介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護1 (688 単位)					-69単位				
			要介護2 (795 単位)					-80単位				
要介護3 (1,026 単位)	-103単位											
ロ	(1) 型 介護医療院 サービス費()	(一) 型介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護4 (1,231 単位)	-123単位								
			要介護5 (1,320 単位)	-132単位								
			要介護1 (796 単位)	-80単位								
		(二) 型介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護2 (903 単位)	-90単位								
			要介護3 (1,134 単位)	-113単位								
			要介護4 (1,231 単位)	-123単位								
	(2) 型 介護医療院 サービス費()	(一) 型介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護5 (1,320 単位)	-132単位								
			要介護1 (672 単位)	-67単位								
			要介護2 (779 単位)	-78単位								
		(二) 型介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護3 (1,010 単位)	-101単位								
			要介護4 (1,107 単位)	-111単位								
			要介護5 (1,196 単位)	-120単位								
ハ	(1) 型 介護医療院 サービス費()	(一) 型介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護1 (780 単位)	-78単位								
			要介護2 (887 単位)	-89単位								
			要介護3 (1,117 単位)	-112単位								
		(二) 型介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護4 (1,215 単位)	-122単位								
			要介護5 (1,304 単位)	-130単位								
			要介護1 (653 単位)	-65単位								
	(2) 型 介護医療院 サービス費()	(一) 型介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護2 (747 単位)	-75単位								
			要介護3 (953 単位)	-95単位								
			要介護4 (1,040 単位)	-104単位								
		(二) 型介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護5 (1,137 単位)	-113単位								
			要介護1 (762 単位)	-76単位								
			要介護2 (857 単位)	-86単位								
ニ	(1) 型特別 介護医療院 サービス費()	(一) 型特別介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護3 (1,062 単位)	-106単位								
			要介護4 (1,150 単位)	-115単位								
			要介護5 (1,239 単位)	-123単位								
		(二) 型特別介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護1 (637 単位)	-64単位								
			要介護2 (731 単位)	-73単位								
			要介護3 (936 単位)	-94単位								
	(2) 型特別 介護医療院 サービス費()	(一) 型特別介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護4 (1,024 単位)	-102単位								
			要介護5 (1,102 単位)	-110単位								
			要介護1 (746 単位)	-75単位								
		(二) 型特別介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護2 (841 単位)	-84単位								
			要介護3 (1,046 単位)	-105単位								
			要介護4 (1,134 単位)	-113単位								
ホ	(1) 型 介護医療院 サービス費()	(一) 型特別介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護5 (1,231 単位)	-123単位								
			要介護1 (593 単位)	-59単位								
			要介護2 (684 単位)	-68単位								
		(二) 型特別介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護3 (879 単位)	-88単位								
			要介護4 (963 単位)	-96単位								
			要介護5 (1,037 単位)	-104単位								
	(2) 型特別 介護医療院 サービス費()	(一) 型特別介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護1 (698 単位)	-70単位								
			要介護2 (789 単位)	-79単位								
			要介護3 (984 単位)	-98単位								
		(二) 型特別介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護4 (1,066 単位)	-107単位								
			要介護5 (1,141 単位)	-114単位								
			要介護1 (825 単位)	-83単位								
ヘ	(1) ユニット型 介護医療院 サービス費()	(一) ユニット型 介護医療院 サービス費() <ユニット型個室>	要介護2 (933 単位)	-93単位								
			要介護3 (1,168 単位)	-117単位								
			要介護4 (1,267 単位)	-127単位								
		(二) ユニット型 介護医療院 サービス費() <ユニット型個室 的多床室>	要介護5 (1,357 単位)	-136単位								
			要介護1 (825 単位)	-83単位								
			要介護2 (933 単位)	-93単位								
	(2) ユニット型 介護医療院 サービス費()	(一) ユニット型 介護医療院 サービス費() <ユニット型個室>	要介護3 (1,168 単位)	-117単位								
			要介護4 (1,267 単位)	-127単位								
			要介護5 (1,357 単位)	-136単位								
		(二) ユニット型 介護医療院 サービス費() <ユニット型個室 的多床室>	要介護1 (815 単位)	-82単位								
			要介護2 (921 単位)	-92単位								
			要介護3 (1,153 単位)	-115単位								
ヘ	(1) ユニット型 介護医療院 サービス費() <ユニット型個室>	(一) ユニット型 介護医療院 サービス費() <ユニット型個室 的多床室>	要介護4 (1,250 単位)	-125単位								
			要介護5 (1,339 単位)	-134単位								
			要介護1 (824 単位)	-82単位								
		(二) ユニット型 介護医療院 サービス費() <ユニット型個室 的多床室>	要介護2 (924 単位)	-92単位								
			要介護3 (1,142 単位)	-114単位								
			要介護4 (1,234 単位)	-123単位								
	(2) ユニット型 介護医療院 サービス費() <ユニット型個室 的多床室>	(一) ユニット型 介護医療院 サービス費() <ユニット型個室 的多床室>	要介護5 (1,318 単位)	-132単位								
			要介護1 (774 単位)	-77単位								
			要介護2 (875 単位)	-88単位								
		(二) ユニット型 介護医療院 サービス費() <ユニット型個室 的多床室>	要介護3 (1,095 単位)	-110単位								
			要介護4 (1,188 単位)	-119単位								
			要介護5 (1,271 単位)	-127単位								
ヘ	(1) ユニット型 特別介護 医療院 サービス費()	(一) ユニット型 特別介護医療院 サービス費() <ユニット型個室>	要介護1 (774 単位)	-77単位								
			要介護2 (875 単位)	-88単位								
			要介護3 (1,095 単位)	-110単位								
		(二) ユニット型 特別介護医療院 サービス費() <ユニット型個室 的多床室>	要介護4 (1,188 単位)	-119単位								
			要介護5 (1,271 単位)	-127単位								
			要介護1 (783 単位)	-78単位								
	(2) ユニット型 特別介護 医療院 サービス費()	(一) ユニット型 特別介護医療院 サービス費() <ユニット型個室>	要介護2 (875 単位)	-88単位								
			要介護3 (1,095 単位)	-110単位								
			要介護4 (1,179 単位)	-117単位								
		(二) ユニット型 特別介護医療院 サービス費() <ユニット型個室 的多床室>	要介護5 (1,251 単位)	-125単位								
			要介護1 (783 単位)	-78単位								
			要介護2 (876 単位)	-88単位								

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
チ 再入所時栄養連携加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
リ 退所時指導等加算 (2)	(一) 退所時指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回)を限度に、460単位を算定	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退所時指導加算 (400単位)	
		d 退所時情報提供加算 (500単位)	
		e 退所前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として 300単位を算定)			
ス 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)		
ル 低栄養リスク改善加算 (2)	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
ラ 経口移行加算 (2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
ワ 経口維持加算 (1月につき) (2)	(一) 経口維持加算() (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 経口維持加算()を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算() (100単位)		
カ 口腔衛生管理体制加算 (2)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
キ 口腔衛生管理加算 (2)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
ク 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ク 在宅復帰支援機能加算 (2)	(1日につき 10単位を加算)		
ク 特別診療費 (2)			
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき 18単位を算定)		
	イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)		
ナ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
ラ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算() 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算() 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
ム 移行定着支援加算 (2)	(1日につき93単位を加算)		
ロ 排せつ支援加算 (2)	(1月につき 100単位を加算)		
ハ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)		
リ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	注 所定単位は、イからオまでにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (三)の90 / 100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (三)の80 / 100)		
オ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、イからオまでにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)		

夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
八及びへを適用する場合には、(2)を適用しない。